

【各施術所等の方々へ】 オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入が始まります

令和5年11月時点更新

厚生労働省保険局

【目次】

1. オンライン資格確認（資格確認限定型）の概要
2. 施術所等向け総合ポータルサイトのご案内
3. 問い合わせ先のご案内
4. よくある質問

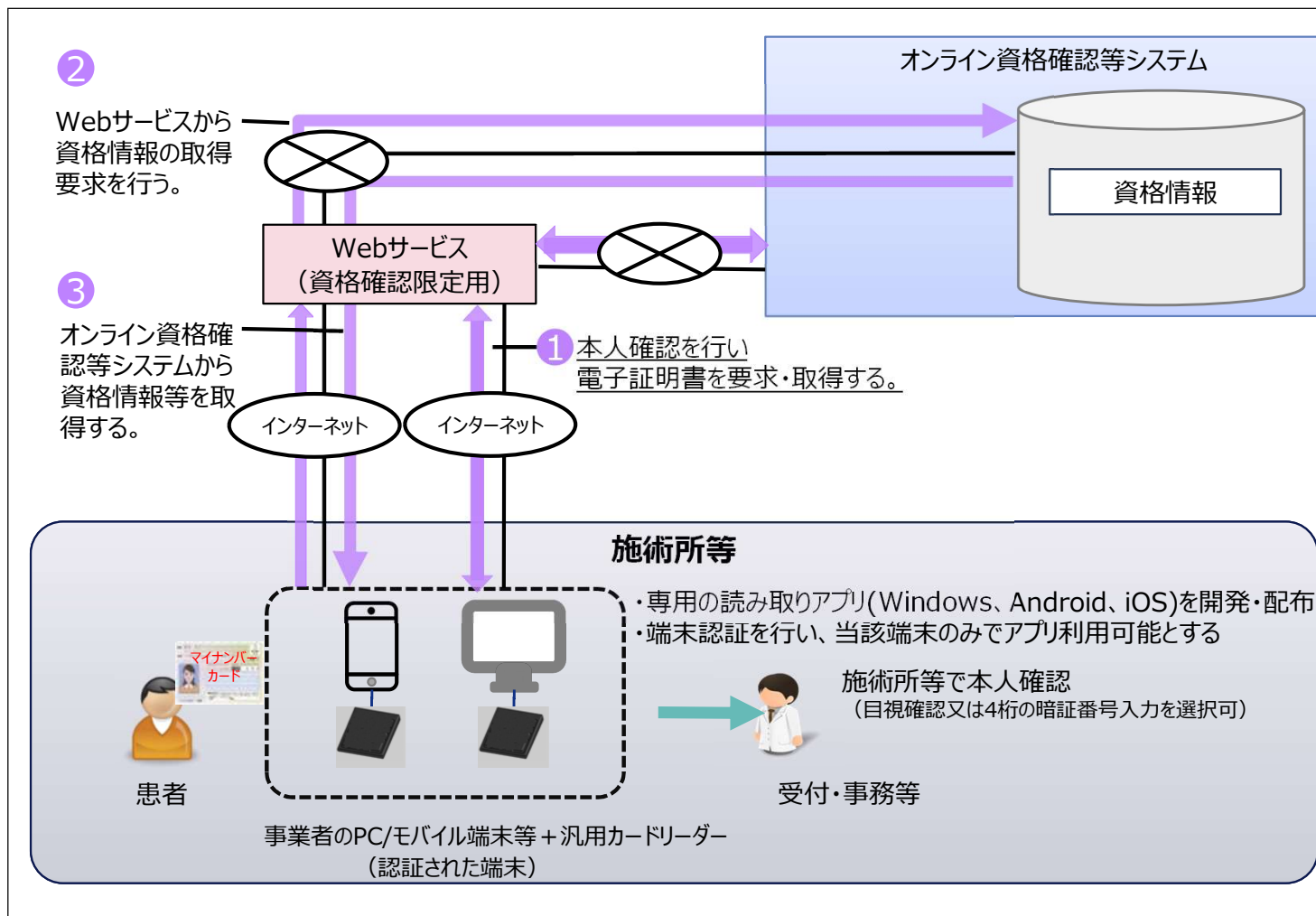
【目次】

1. オンライン資格確認（資格確認限定型）の概要
2. 施術所等向け総合ポータルサイトのご案内
3. 問い合わせ先のご案内
4. よくある質問

柔道整復師、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師の施術所等における オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要

- 施術所等においては、実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）が配信する専用のアプリ（マイナ資格確認アプリ）を、事前にポータルサイトを通じて利用申請したPCやスマートフォン、タブレットに入れていただき、市販の汎用カードリーダーと組み合わせることにより、既存のインターネット回線でマイナンバーカードを読み取ってオンライン資格確認を行うことが可能となります。

これは患者の資格情報のみを確認できる簡素な仕組み：資格確認限定型の仕組みとなります。

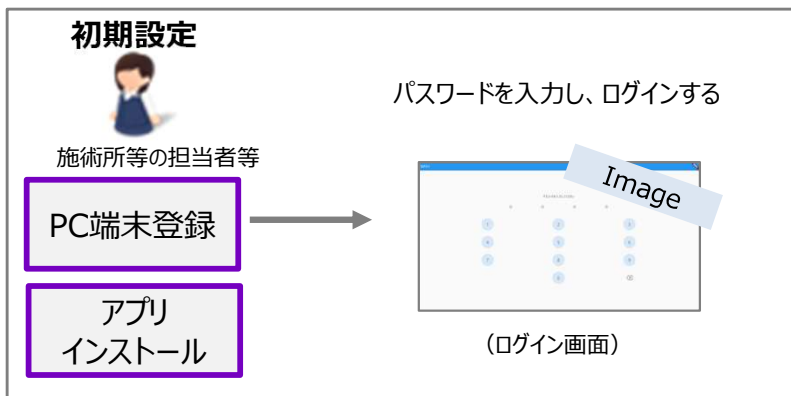


オンライン資格確認（資格確認限定型）における PC端末の画面操作イメージ

- ・ 事前にポータルサイトを通じて、PC端末の認証・登録を行うとともに、資格確認を行うPC端末に「マイナ資格確認アプリ」をインストールする。
- ・ 職員による目視確認又は患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行った後に、PC端末に接続した市販の汎用カードリーダーを用いて、マイナンバーカードを読み取る。
- ・ PC端末上に資格情報が表示される。

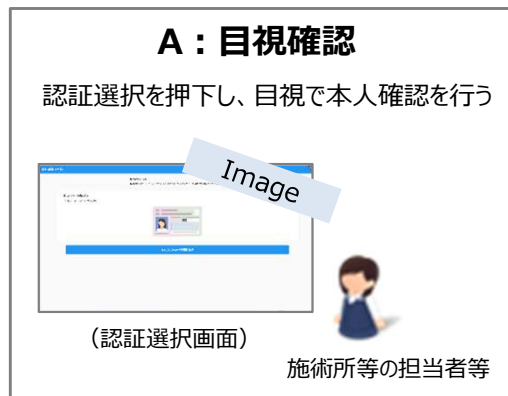
初期設定

- ① 事前の準備として、施術所等においてPC端末の登録やアプリケーションのインストール等のセットアップ作業を行う。

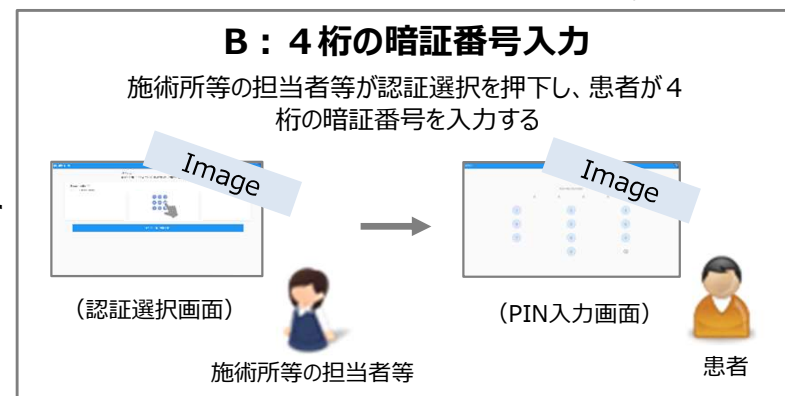


本人確認の認証方法の選択・確認

- ② 施術所等の担当者等が患者の資格確認を行う。本人確認は（A）職員による目視確認、（B）患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して行う。（本人確認の認証方法A、Bは設定メニューから切り替え可能）

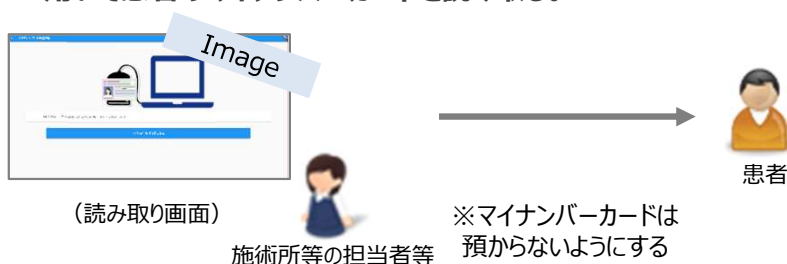


or



マイナンバーカードの読み取り

- ③ 施術所等の担当者等がPC端末に接続した汎用カードリーダーを用いて患者のマイナンバーカードを読み取る。



資格情報の確認

- ④ 資格情報を確認する。



オンライン資格確認（資格確認限定型）における モバイル端末の画面操作イメージ

- ・ 事前にポータルサイトを通じて、モバイル端末の認証・登録を行うとともに、資格確認を行うモバイル端末に「マイナ資格確認アプリ」をインストールする。
- ・ 職員による目視確認又は患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行った後にモバイル端末（又はモバイル端末に接続した汎用カードリーダー）を用いて、マイナンバーカードを読み取る
- ・ モバイル端末上に資格情報が表示される。

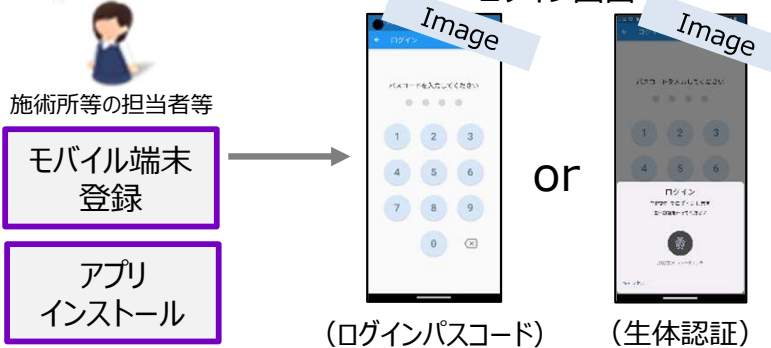
初期設定

本人確認の認証方法の選択・確認

- ① 事前の準備として、施術所等においてモバイル端末の登録やアプリケーションのインストール等のセットアップ作業を行う。

- ② 施術所等の担当者等が患者の資格確認を行う。本人確認は（A）職員による目視確認、（B）患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して行う。（本人確認の認証方法A、Bは設定メニューから切り替え可能）

初期設定



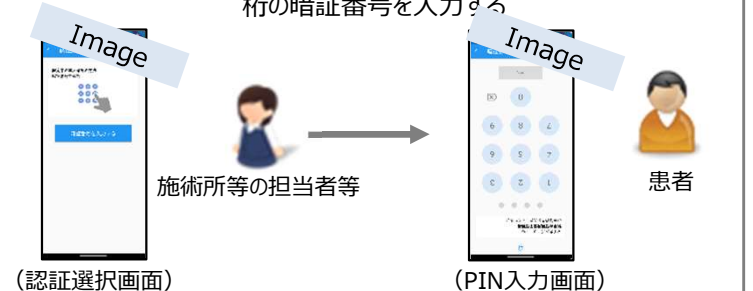
A：目視確認

認証選択を押下し、目視で本人確認を行う



B：4桁の暗証番号入力

施術所等の担当者等が認証選択を押下し、患者が4桁の暗証番号を入力する

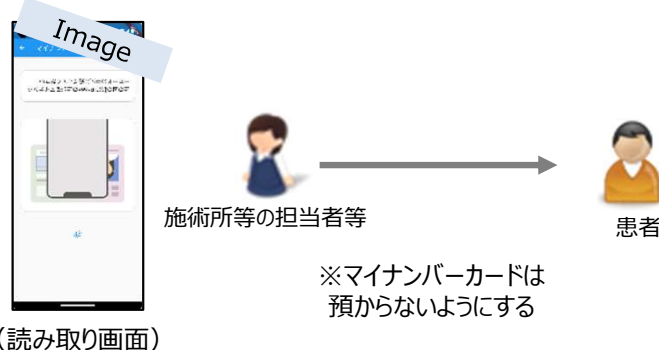


マイナンバーカードの読み取り

資格情報の確認

- ③ 施術所等の担当者等がモバイル端末（又は接続した汎用カードリーダー）を用いて患者のマイナンバーカードを読み取る。

- ④ 資格情報を確認する。

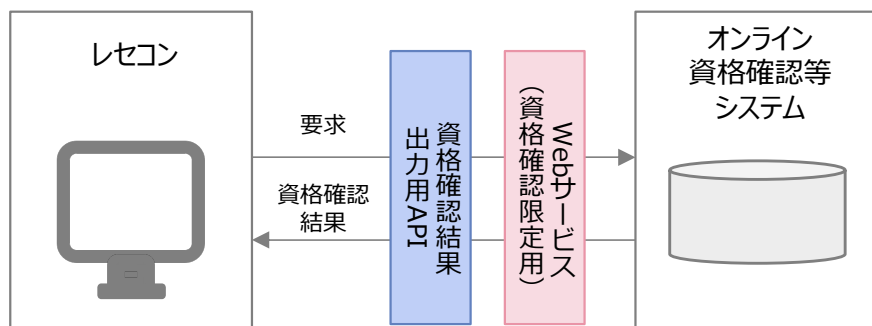


資格確認限定型における資格情報の確認・閲覧について

- 療養費の支給申請書の作成等において資格情報を転記できる機能を実装する。（連携機能の実装は令和6年10月予定）
- レセコンを導入している施術所等については、セキュアに実施できる「API連携機能」（＝APIを使った自動連携が可能となる方式）により、オンライン資格確認等システムの資格情報をWebサービスを経由して転記する。
- レセコン未導入の施術所等については、資格確認を行った患者の資格情報を、PC又はモバイル端末から事後的にアプリケーション上で閲覧できる。

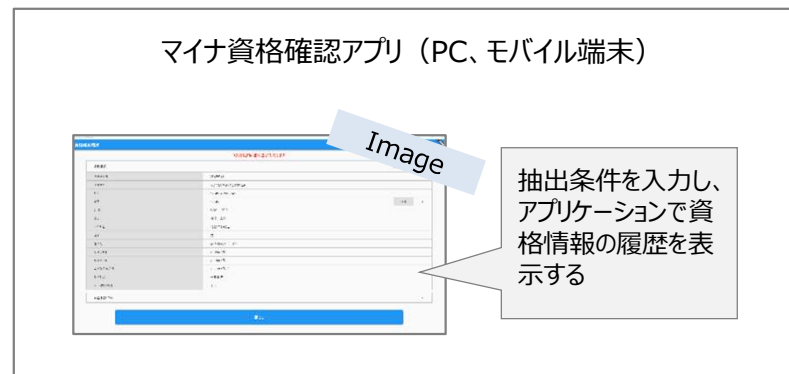
レセコン導入の施術所等

- レセコンとAPI連携を行うことで、資格確認結果をレセコンに連携。



レセコン未導入の施術所等

- 「マイナ資格確認アプリ」で資格確認を行った患者の資格情報の履歴を閲覧する機能。



- ※ 資格情報のテキストの読み上げ機能を実装
- ※ 閲覧履歴の期間は、今後実務的に検討
- ※ API連携機能や閲覧機能により、資格情報の確認に伴うデータ保存・管理のリスクを回避した仕組み

柔道整復師、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師の施術所等に対する財政支援 (社会保障・税番号制度システム整備費等補助金)

第168回 社会保障審議会医療保険部会
(令和5年9月29日) 資料

1. 事業内容

- オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）に必要な機器（PC等に接続する汎用カードリーダー、タブレット・スマホ等のモバイル端末の機器）の導入を支援する。

※ タブレット・スマホ等のモバイル端末では、汎用カードリーダーがなくても、マイナンバーカードの読み取りが可能

2. 補助内容

- 基準とする事業額 4.1万円を上限に、実費補助

費用補助となるため、ポータルサイトにアカウントを登録し、申請が必要。

【目次】

1. オンライン資格確認（資格確認限定型）の概要
2. 施術所等向け総合ポータルサイトのご案内
3. 問い合わせ先のご案内
4. よくある質問

施術所等向け総合ポータルサイトのご案内

施術所等向け総合ポータルサイトでは、オンライン資格確認(資格確認限定型)に関する最新情報を発信しています。アカウント作成の上、定期的にアクセスいただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和6年4月から、施術所等において
オンライン資格確認(資格確認限定型：資格情報のみを
取得できる簡素な仕組み)をご利用いただけます。

重要なお知らせ

**新規ユーザー登録はこちら**
初めてご利用になる方はこちらから

**ログインはこちら**
すでにアカウントをお持ちの方はこちらから

**オンライン資格確認とは？**

**導入準備**

**各種申請**
各種申請される方はログインの上、
お進みください。

**手順書・マニュアル**

**お知らせ**

**よくある質問**

**お問い合わせ先**

オンライン資格確認(資格確認限定型)とは
令和6年(2024年)秋の健康保険証の廃止を見据え、現在利用している健康保険証の資格情報のみを取得できる仕組みが始まります。(患者の診療情報等は取得しません)
実施機関(社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会)が配信する専用のアプリ(マイナ資格確認アプリ)を、事前に利用申請したPCやスマートフォン、タブレットに入れていただき、必要に応じて市販の汎用カードリーダーと組み合わせることにより、**マイナンバーカードを読み取って、オンラインで資格情報のみを確認**できるようになります。



施術所等向け総合ポータルサイト



<https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf>

【目次】

1. オンライン資格確認（資格確認限定型）の概要
2. 施術所等向け総合ポータルサイトのご案内
3. 問い合わせ先のご案内
4. よくある質問

問い合わせ先のご案内

オンライン資格確認等コールセンターで施術所等向けのご案内を開始いたします。

オンライン資格確認等 コールセンター

電話



- **営業時間:** 平日8:00～18:00 土曜日8:00～16:00（いずれも祝日を除く）
- **電話番号:** 0800-080-4583（通話無料）

問い合わせフォーム



- **操作手順**
返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。
※回答までに日数を要する場合があります。



アクセスは[こちら](#)

よくある質問

Question

Q.業務で使っているPC等に接続する汎用カードリーダーや、スマートフォン・タブレット等が必要とのことですが、どのような準備が必要ですか？患者のスマートフォンは使用できますか？

A. **各施設にて必要な機器（PC等に接続する市販の汎用カードリーダー、あるいは、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末）を準備いただく必要**があります。患者のスマートフォンは使用しません。

※使用する端末については、あらかじめポータルサイトを通じて登録・認証を受ける必要があります。登録した端末でオンライン資格確認を利用するためには、マイナ資格確認アプリがインストールされていることが必要です。

※PC・iPadの場合はマイナンバーカードの読み取りに市販の汎用カードリーダーが必要です。スマートフォン・一部のタブレットでは、汎用カードリーダーがなくても読み取りできるものがあります。

Q.業務に使用するモバイル端末等の購入に対して補助金は出ますか？

A. 施術所等での資格確認に必要な機器（PC等に接続する市販の汎用カードリーダー、あるいは、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末）を対象として、基準とする事業額4.1万円を上限に実費補助（いわゆる10/10の補助）を行います。

※費用補助の申請が必要です。申請を行うフォームをポータルサイトに設けます。今後、ポータルサイトへのアカウント登録が必要となります。申請フォームについては開設時に改めてご案内を行います。